



紅葉と落葉

Part5

狭山丘陵も紅葉の季節を迎えました。人と生活のかかわりを物語つきた里山の秋は、親しみやすい色彩のシンフォニーを奏でてくれます。色模様は、葉の茎（枝）の付け根に「離層」という細胞膜ができることで始まります。

離層はまず、葉でできた養分（糖分）の通り道を遮断します。葉の緑色はクロロフィル（葉緑素）で形成されていますが、気温の低下とともに、アミノ酸に分解します。葉にたまたま糖分とアミノ酸が化学反応をおこし、

アントシアントンという赤色の色素が合成されます。これが紅葉の仕組みです。

クヌギ、クリ、コナラなどの褐色は、アントシアントンではなくフロバフェンという色素の仕業です。葉には、もともとカロチノイドという黄色の色素があって、クロロフィルに隠れています。これが壊れ、カロチノイドが全面に出てくる現象が黄葉の仕組みです。

色模様の次には落葉が始まります。落葉は、離層が根から吸収される水分の通り道を遮断することで起こります。カシワのように、枯れた葉がいつまでも枝についている樹木（狭山丘陵では、ヤマコウノキがその良い例です。）は、離層の形成が不十分なために起ります。ミズキなどは、あまり色づくことなく、葉を落としてしまいます。これは離層が一気に形成されるからです。

とはいって、森のこのような秋の現象はなぜ起きるのでしょうか？ひょっとすると、森は動物たちに冬が近いことや、果実がたくさんあることを色で教えてくれるかもしれません。

11月の土・日曜日と祝休日には自然観察指導員が、皆さんの観察のお手伝いのためにお待ちしています。また、11月14日(水)には、小学3年生以上の方を対象にドングリ工作教室を予定しています。

申し込み・問い合わせ 狹山丘陵いきものふれあいの里センター(荒幡782／☎939-9412／休館日：毎週月曜日)
◎11月6日(火)、27日(火)は臨時休館です。



Q：小学生男児ですが、夜のおねしょが止みません。真夜中は出でていないようで、明け方に出ていることが多いようです。尿漏らすことはありません。治療の方法などがありましたら教えていただきたいと思います。

A：夜尿については、3原則があります。「焦らず」「起こさず」「しからず」です。「焦らず」は、強制的に対処しようとせずともうまくいきません。気長に見ていこうという態度です。「起こさず」は、夜中に起こして排尿させない。「しからず」は、夜間にお漏らしても怒らないことです。

これにはいろいろな理由があり、まず夜間に起こしてトイレに行かせる場合、うまくいく場合もあるのですが、逆に夜尿の回数が増えることもあり、一晩に何回か起こしても必ず夜尿が出てくるのです。また、焦ってしかったりすると、子どもは平常の気持ちで眠れず、微妙な尿意をただでさえ感じられないどころか、他のことに（怒られるなど）気がいくため、ますます感じる余裕がなくなり、失敗を重ねるようになります。

小児は、小さいほど眠りが深く少々のことでは起きることはあります。例えば、夜に子どもが汗をかいたので着替えさせたりする場合、幼児では、泥のように寝ていて着替えが大変なことはありませんか。これが少し成長すると眠りが浅くなり微妙な尿意を感じるようになります。そして夜中に自分で尿意を感じ、起きてトイレに行くよう

になります。

眠りの深さに関しては、個人差があります。早くから自立できる子もありますし、10歳を過ぎてから自立する子もあります。尿漏らしがない点から、膀胱の機能は十分あると思います。また、抗利尿ホルモンなど、頭の中から出てくるホルモンの異常があつて夜尿となることもあるので、心配なら一度大きな病院の小児科で診てもらってはいかがでしょうか。家族の誰かが治したいと考えたときが治療のきっかけです。

お子さんに関する相談に広報紙上でお答えします。相談は郵便や下記のアドレスで随時受け付けています。

あて先 〒359-0025・所沢市上安松1224-1
所沢市市民医療センター・小児科相談係
アドレス yamachan@tokorozawa-iryu-center.jp

►►► 小児科午後診療のお知らせ ◀◀◀

10月から小児科（一般外来）のみ午後診療を始めました。

実施曜日 月・水・金曜日（祝休日を除く）

受付時間 午後1時～3時30分

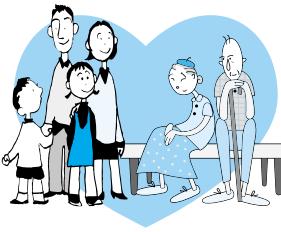
●月曜日…藤塚医師（専門は内分泌）

●水曜日…竹下医師（専門は循環器）

●金曜日…山本医師

◎火曜日（予防接種実施のため）木曜日（アレルギー専門外来のため）は、一般外来はありません。

問い合わせ 市民医療センター（☎992-1152）



Q：平成14年1月のサービス利用分から居宅サービスの支給限度額の管理が変わったのですが、どう変更されるのか教えてください。

A：現在、居宅サービスは訪問通所サービスと短期入所サービスに区分され、利用できるサービス枠である支給限度基準額は、別々に設定されています。

短期入所サービスの支給限度基準額は、現行の訪問通所サービスの支給限度基準額の中に、すでに組み込まれて設定されています。介護保険がスタートした当初、短期入所のサービス提供量に不安があったため、短期入所サービスを訪問通所サービスと切り離し、支給限度基準額が設定されました。平成14年1月からは2つのサービスの区別がなくなり、支給限度基準額は現在の訪問通所サービスも同基準額に一本化されます。

例えば現在、要介護2で認定有効期間が6か月であれば、訪問介護、通所介護などの訪問通所サービスは1か月194,800円（基本単価10円で計算）、短期入所サービスは別枠で6か月間に14日まで利用することができます。

平成14年1月からは、短期入所サービスにおける別枠の14日間がなくなり、194,800円の支給限度基準額内で訪問通所サービスと短期入所サービスを自由に選択することができます。

具体的には次の点が変更されます。

●短期入所サービスは連続して30日を超えない利用であれば、支給限度基準額内で自由に利用することができます。

●短期入所サービスの拡大措置、特例措置の振替利用はなくなります。

平成14年1月1日以後の認定者から新しい被保険者証を発行しますが、既に発行されているものについては順次更新、変更認定の時期に切り替え、記載されている支給限度基準額は、一本化後の同基準額に読み替えます。なお、短期入所サービスについては、現在の振替用と一本化後の利用方法で異なる取り扱いもありますので、ケアマネージャーや介護保険課にお問い合わせください。

問い合わせ 介護保険課（☎998-9420）



▶朝の連ドラの別離の場面と同時多発テロの追悼ミサの報道で同じ曲が流れ、ともに万感胸に迫った。人間の感情を搖さぶる音楽の力を思い知られた。ヘンデル作曲「私を泣かせてください」。（♣）

▶都内某所で猿回しの芸を見た。1時間に3ステージとかなりハードだが素晴らしい演技力だ。ご祝儀もたくさんもらっていた。私の時給より高いことは間違いない。猿の世界も厳しいんだな…。（♥）

▶秋晴れの土曜日、久しぶりに航空記念公園に足を運んだ。お天気だったので、大勢の人が訪れていた。子どもといっしょに園内をのんびり散歩した。もう寒くなるのでまた足が遠のくであろう。（♦）